

平成23年9月1日

事業者 各位

鹿児島県自動車整備振興会
専務理事 中村 勝行

**「車両積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修及び指導業務」に関する
研修会の募集について**

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ロードサービス業務に使用される車積載車による道路上の故障車等の排除業務は、道路運送法第78条第3号の有償運送許可により、これまで、警察または道路管理者から依頼を受けたJAF及びJAFの指定工場等が保有する車積載車が対象とされてきましたが、今般、当該業務の取扱いが改正され、本年9月以降は、国土交通省が指定した団体が実施する研修・指導を受けること等により自家用自動車による有償運送許可を受けることが可能となりました。

このことから、鹿児島日本自動車整備振興会連合会(日整連)では、国土交通省に当該指定の申請をし、8月29日に指定団体として指定されました。

つきましては、当会では、日整連より「事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修及び指導業務」の委託を受け、研修会を開催することになりました。

業務ご多忙のこととは存じますが、下記の要領により募集いたしますので、お申し込み下さい。

記

1. 開催日 平成23年10月8日(土)10時30分～16時30分(時間厳守)
受付時間 9時30分より
2. 募集定員 50名程度(定員になり次第締め切ります。)
3. 受講料 5,000円(当日ご持参下さい。)
4. 場 所 鹿児島県自動車整備振興会 第2号教室
5. 受付期日 別紙申込み書により、FAXにて平成23年9月30日(金)迄にお申し込み下さい。
6. 有償運送許可申請に伴う条件
 - (1)車両積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1人につき、5,000万円以上を限度額としててん補することを内容とした、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約を締結していること。
 - (2)事業者団体に所属している者からの有償運送許可申請は、当該車両積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局毎に事業団体が一括して運輸支局に提出すること。
 - (3)有償運送許可の有効期限は、許可日から1年間とし毎年研修を受けること。

問合せ先 事業部 業務課
電話 099-261-8516
FAX 099-262-2228

有償運送許可のための研修及び指導業務に関する研修会申込書

1. 事業場名 _____ 認証番号 (7- _____)
2. 住 所 _____
3. T E L _____ F A X _____
4. 参加者名 _____

尚、会場の都合で参加人数は1事業場・1名と致します。
お申込みは、本申込書と同時に下記の①②も平成23年9月30日(金)迄に
FAX送信下さい。

記

※有償運送許可申請に必要な書類

- ①損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の証書の(写)
車両積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1人につき、5,000
万円以上の締結をしている、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共
済契約の証書の(写)
- ②許可申請を行う自動車の自動車検査証の(写)
-

(研修日当日に持参するもの)

③印鑑

- ・②の自動車の使用者名が法人の場合は法人の「認印」
- ・②の自動車の使用者名が個人の場合は個人の「認印」

問合せ先 事業部 業務課
電話 099-261-8516
FAX 099-262-2228